

最新判決情報

(6月分)

○ミキスポーツ事件

知財高裁 H21.6.29 H21(行ケ)10007 審決取消請求事件(飯村敏明裁判長)

商標法4条1項10号を理由とする無効審判には、「不正競争の目的」で登録を受けた場合を除き、5年間の除斥期間が設けられているが、除斥期間経過後に請求された無効審判について、「不正競争の目的」の有無が問題になった事案である。

判決では、「不正競争の目的」の有無を判断する順序として、まず本件商標「miki/sports(右掲)」と原告の周知商標「mikihouse」との類似性を判断し、両商標は類似しないので、本件商標の登録が、直ちに、無効審判請求の除斥期間の例外要件である「不正競争の目的で商標登録された場合」に該当することはできないと判断した。



本件商標は平成6年5月の登録であるので除斥期間は平成11年5月に経過しているが、無効審判が請求されたのはそれよりもさらに遅れること平成20年2月であり、登録からすでに約14年経過しているため本件商標にもそれなりのグッドウィルが化体したであろうとの心証が判決の裏側にあるようにも思われる。

○レーザーアイ事件

知財高裁 H21.6.25 H21(行ケ)10031 審決取消請求事件(滝澤孝臣裁判長)

第9類として出願された商品「レーザー照射型混入異物検査装置」と引用商標の指定商品中、第11類「牛乳殺菌機」との類似性が争われた事案である。

出願人である原告商品は、レーザー光を利用した「異物検査機」であり、主として固形の食品の検査のために食品メーカーに販売されていた。一方、「牛乳殺菌機」の属する「殺菌機」は牛乳を始め、果汁飲料、清涼飲料等の検査のため飲料メーカーに販売されていた。

判決では、「商品自体が互いに誤認混同を生ずるおそれがないものであっても、同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれがあると認められる場合には「類似の商品」に当る」と判示した橋正宗事件最高裁判決を引用し、両者商品とも食品の製造加工機械メーカーによって製造されている点、いずれも食品の製造加工メーカーに販売されている点などを挙げ、食品の種類や機械の目的、用途に相違があるとしても、製造業者及び需要者を共通にするので、同一又は類似する商標が使用された場合、出所の混同を生ずるおそれがある類似商品であると判断した。

しかし、判決をよむと、「牛乳殺菌機」自体ではなく、食品の「殺菌機」全般に広げて出願人商品「異物検査機」との類似性を判断しているようにも見受けられるが、この点、検討の余地があるのではなからうか。

○忠臣蔵事件

知財高裁 H21.6.25 H20(行ケ)10482 審決取消請求事件(滝澤孝臣裁判長)

登録商標「忠臣蔵」が不使用であるとして取り消された審決の取消訴訟において、再販売された商品に付されたラベルへの商標の表示が商標の使用といえるか否かが争われた事案である。

原告商標権者(審判被請求人)は、件外純情米いわてから商品「米」を購入し、その包装に本件登録商標が表示されたラベルを貼付し、顧客に再販売(転売)していた。当該商品には、最初の販売業者である純情米いわての出所を表示する商標と共に、原告商標権者の出所を表示するラベルが付せられていた。この点を被告(審判請求人)側は、どちらの出所の商品であるか、商品の出所が明らかではないので「使用」には該当しないと主張した。

しかし判決では、商品の流通において第三者が何らかの付加価値を付加して再販売する場合に、当該再販売業者の商標を付して出所を明らかにすることも当然のことであり、商品の出所を混同させるとか誤認させるという批判は当たらないと判断した。

つまり、商標権者は小売業において販売標として本件登録商標を使用していたのであるから、それを商標の使用というべきことは当然であろう。

○マグボトル形態模倣事件

大地判 H21.6.4 H20(ワ)15970 損害賠償請求事件(田中俊次裁判長)

被告真空マグボトルの形態が、原告タイガー魔法瓶が平成19年9月頃から販売したマグボトル「サハラマグ」の形態を模倣したものであるため、不競法2条1項3号の「不正競争」に該当するとして被告商品の輸入販売の差止めと損害の賠償が求められた事案である。

判決では、原告商品が発売開始される前の平成15年8月頃より、被告が被告商品とほぼ同等の形態の商品を中国から販売した事実があるので、被告商品は原告商品の形態に依拠して作り出されたものではなく、模倣するものでないとして、原告の請求を棄却した。